

# 施設で感染者が発生した 場合の対応について

新型コロナウイルス感染症を疑う患者

検査

入院を要する疑い患者  
「疑似症」として医師から届け出  
(感染症法第12条)

その時点では入院を要しない

陽性

陰性

「患者（確定例）」に修正

医師から届出  
(感染症法第12条)

保健所が患者へ聞き取り調査

(感染症法第15条)

- ・ 症状
- ・ 行動歴（発症前14日間）
- ・ 接触者 など

濃厚接触者の決定

- ・ 最終接触から14日の健康観察  
不要不急の外出控えていただく
- ・ 後日、PCR検査(感染症法第17条)

患者は入院

(感染症法第19条)

宿泊施設や自宅療養となる  
ケースもあり

必要に応じて利用施設などの調査

(感染症法第15条)

必要に応じて自宅や利用場所の消毒命令

(感染症法第27条)



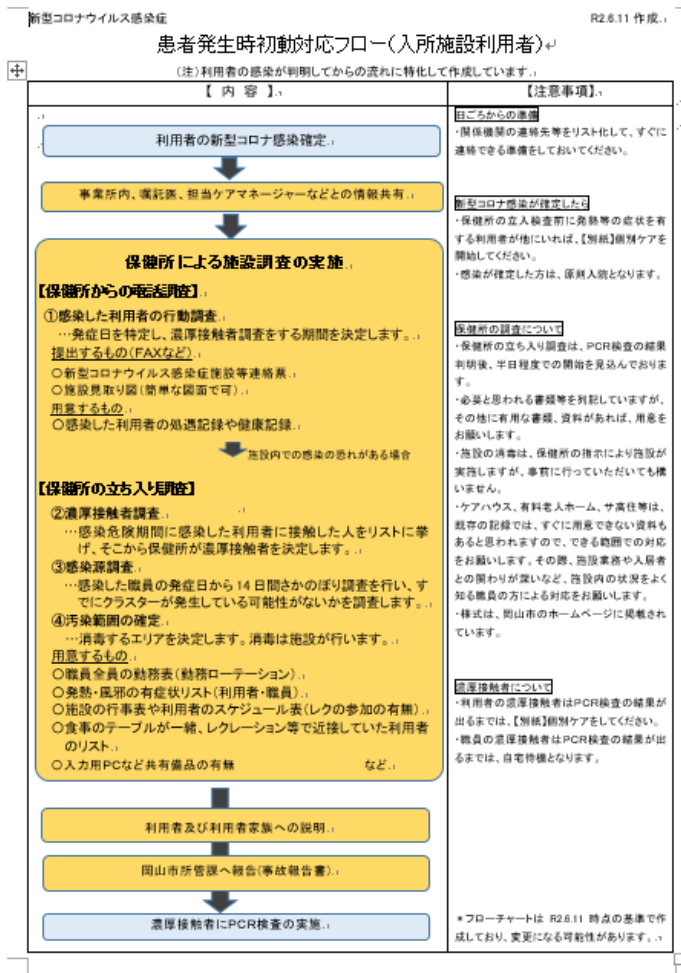
# 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引」

(岡山市新型コロナウイルス保健・衛生対策本部 作成)

この手引きは、施設から保健所に寄せられた主な質問に対しての回答や、患者発生時の初動対応のフローチャート等を掲載しています。

- 1) 日々の感染症対策
- 2) 患者発生時の対応
- 3) 施設内集団感染発生時の対応

のフェーズに分け、新型コロナウイルス感染症対策の考え方とそれぞれのフェーズに合わせてお使いいただけるツールをまとめております。



# 利用者の新型コロナ感染確定

事業所内、嘱託医、担当ケアマネージャーなどとの情報共有

## 保健所による施設調査の実施

### 【保健所からの電話調査】

#### ①感染した利用者の行動調査

…発症日を特定し、濃厚接触者調査をする期間を決定します。

### 施設内での感染の恐れがある場合

### 【保健所の立ち入り調査】

#### ②濃厚接触者調査

…感染危険期間に感染した利用者に接触した人をリストに挙げ、そこから保健所が濃厚接触者を決定します。

#### ③感染源調査

…感染した職員の発症日から14日間さかのぼり調査を行い、すでにクラスターが発生している可能性がないかを調査します。

#### ④汚染範囲の確定

…消毒するエリアを決定します。消毒は施設が行います。

利用者及び利用者家族への説明

岡山市所管課へ報告(事故報告書)

濃厚接触者にPCR検査の実施

### 日ごろからの準備

・関係機関の連絡先等をリスト化して、すぐに連絡できる準備をしておいてください。

### 提出するもの(FAXなど)

- 新型コロナウイルス感染症施設等連絡票
- 施設見取り図(簡単な図面で可)

### 用意するもの

- 感染した利用者の処遇記録や健康記録

### 用意するもの

- 職員全員の勤務表(勤務ローテーション)
- 発熱・風邪の有症状リスト(利用者・職員)
- 施設の行事表や利用者のスケジュール表(レクの参加の有無)
- 食事のテーブルが一緒、レクレーション等で近接していた利用者のリスト
- 入力用PCなど共有備品の有無

など

# 濃厚接触者

## 定義

患者（確定例）の感染可能期間（発症2日前～）に接触したもののうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

## 濃厚接触者への対応

### 保健所から連絡

PCR検査をうけていただく（健診勧告）

陽性者への最終接触から14日間の不要不急の外出を控えていただく

14日間の健康観察

（発熱や呼吸器症状などを電話聞き取りorスマホなどで自身で入力）